

第2回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

暫定版

日時：H20.8.1(金)13:05 14:50

場所：議会棟6F601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（11名） 環境森林部外

資料：第2回議員提出条例に係る検証検討会事項書、

資料1 議員提出条例に係る検証検討会 委員名簿

資料2 議員提出条例

資料3 議員提出条例に係る検証検討会 進め方イメージ（案）

三重県リサイクル製品利用推進条例について

三重県認定リサイクル製品パンフレット

検討会議事録 概要版

委員：ただいまから、第2回議員提出条例に係る検証検討会を開催する。

はじめに、先の会派の結成等に伴い、委員名簿を修正したので資料1のとおり配付させていただきました。

次に、6月30日に開催された第1回の検討会においては、まず検証の対象とする条例について、本日の資料2の網掛け部分である、「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」から「子どもを虐待から守る条例」までの7本とすることとし、各条例について一つずつ検証を行っていくこととなった。

また、検討会において最初に検証する条例については、各委員からご意見をいただいた上で、正副座長にご一任をいただいたところである。

我々正副座長で検討を行ったが、前回の検討会において各委員から多くご意見があった「三重県リサイクル製品利用推進条例」は、県民の暮らしに深く関係するものであり、また県民の関心の高いものであると考える。このため、まず、最初に「三重県リサイクル製品利用推進条例」から検証を行うこととしますのでご了解願う。

検証を行うに当たって、本条例は平成13年10月の施行から約6年余りが経過し、運用が重ねられているとともに、過去、平成17年3月には議員提出により、同18年3月には知事提出によりそれぞれ条例の一部改正も行われている。このため、まずは現状を把握するため、条例の運用状況について説明を受けたいと考え、本日、執行部の出席を求めている。それでは、これまでの条例の運用状況について、説明願う。

（環境森林部が資料に基づき説明）

委員：それでは、ただいまの説明について、ご質問等あったらお願いします。

委員：思い出しながらであるため、誤っているかもしれないが、一点目の質問は、認定の取下げが平成 18 年度に増えた原因として、認定を維持するためのコストがかかるようになったためと説明されたが、具体的にどういう部分のことを言っているのか教えてほしい。

二点目は、認定製品の販売実績がどう増えているのか経年で示してほしい。また、県が調達した物品等のうちどの程度占めているか、さらに、県外で製造された中に数字としてどれ位占めているかも分かれば。

三点目は、認定取消のペナルティに対する不服申立ては、一般の行政不服申立てのみとなっているか。

四点目は、フェロシルトの事件を受けた平成 18 年 3 月の改正時に、特別管理廃棄物に関して認定しないことについて条例に入れるかどうか議論となったが、当時の議事録を読めば良かったが、なぜ入れなかったのかを教えてください。

五点目に、土壌と接するものは、告示に定める環境基準を超えないものとされたが、肥料は肥料取締法に基づく基準がある。そのため、芝張りについて、肥料取締法はクリアしたが、土壌に係る環境基準はクリアせず、申請(認定か)が取り下げられたものがあると聞いた。その後、この点について内部で検討したか。

環境森林部：一点目のコストについては、平成 18 年に品質管理計画を定めて、チェックすることになり、認定審査等実施要領では少なくとも 3 ヶ月に 1 回、溶出試験を行うことになった。これは他県に比べ厳しいものであり、コストも 5 万円程度かかると聞いている。手間とお金の両面で取下げとなった。

二点目は、県の購入については資料 4 ページに平成 16 年度から 19 年度までにおける状況を示しており、製品の販売全体については平成 18 年度は約 68 億円、平成 17 年度は 69 億 7 千万円、平成 16 年度は 57 億 4 千万円となっている。県の調達全体に関しては今お答えすることができない。

三点目の不服申立てについては、一般的制度以外に、認定取消の前に必ず聴聞手続きを実施要領上必ず行うこととしている。それ以外は、一般的手続きで不服申立てを行うことになる。

四点目の特別管理廃棄物については、条例第 2 条で再生部品のうち規則で定めるものを除くとしており、この中に特別管理廃棄物は含まれている。規則で分かるようになっている。規則に入っている。

五点目の肥料法との関係であるが、肥料法の規定は、一般的に廃棄物

に関する規定よりも緩いものである。県の認定する認定リサイクル製品には、高いハードルを課していることになり、そのことは事業者からも指摘を受けているが、県が認定している(その利用を推進しているものである)という趣旨の理解を求めている。もっとも、厳しいということについて認識はしている。

委員：ここは、条例の検証をする場であるので、運用について問題があるなど指摘しているわけではないので、ご理解いただきたい。

その上で、私の質問は、特別管理廃棄物を、なぜ条例に載せなかったのかという点、県全体の調達額の中でリサイクル製品の調達額の占める割合の変化、さらにできれば県のすべての製造額の中でリサイクル製品の占める割合が、わかれば。それと、聴聞の手続きは、実施要領で行っているということだったが、認定委員会が絡んでくるのかが教えてもらいたい。

環境森林部：特別管理廃棄物を、なぜ入れなかったかという点については、時間をいただいて確認させていただきたい。

県全体の調達額ということは、県庁全体の調達額ということかと思われるが、それは出納と確認して、例えば建設資材の調達額だけ仕分けすることができるのかわからないか、お時間いただいて調べたい。

聴聞と認定委員の関わりについてだが、認定委員は認定する際にだけ意見を述べるもので、取消しには関係していない。

委員：県の(県庁の)調達実績に占める割合については、次回でいいので調べていただきたい。三重県の製品の中で占める割合については、例えば製造品出荷額の中でリサイクル製品が占める割合など、無理なら仕方ないが、トライしていただきたい。

認定する委員会は、認定したらチェックすることはないのか？条例と規則の中では組み込まれていないということか？制度上、認定したが後で問題があったというとき、検証したりすることは想定していないのか。

環境森林部：認定委員会についてはそのとおりある。

委員：溶融スラグについてだが、ブロックやコンクリートに使われていると思われるが、量と製品化されたものについてチェックはできているのか。再生紙でも(偽装が)あったが、製造されたという溶融スラグと、製品化されたというリサイクル製品に締める溶融スラグの割合を逆算すると、製造した溶融スラグの方が多いということはないのか？チェックはできているのか。

環境森林部：溶融スラグの割合等については、認定の際にチェックしている。

すなわち、溶融スラグをどの程度使って製造しているか。さらに年1回(事業者)に)立入調査を行っている。

委員：リサイクル製品の製造量から逆算してチェックはしているのかという質

問だ。実際に1トしか使っていないのに、計算では5ト使っているということになっているなどということはないのか、後でチェックできるのか。
環境森林部：申請と同じようなものかどうかという事後チェックは立入調査で行うが、逆算してチェックという方法は採っていない。

委員：逆算してチェックしていないとまがい物が出てくるのではないのか。しなくてよい理由は何か。後で整理しておいてほしい。これだけの再生品が入っていると事業者が述べている見解と、整合性が取れない場合があるのではないか。溶融スラグは大量に出ているので、本当に需要に見合うだけの量が製造されているのか疑問だ。

また、例えば1社だけが開発した場合、(県には調達義務があるので)独占販売となる可能性があるのか。

環境森林部：溶融スラグについては、主に環境保全事業団から出ているが、H19年度には28,000トが発生し、それが主にコンクリート会社、土木会社、自己消費等でほぼすべて消費されていると聞いている。必要以上のものが発生しているわけではない。

また、一番最初に認定されると、それが多く使われることになり、先行利益を得ることになるが、それは制度上やむを得ないものと考えている。

委員：それであればそれでよい。その他、製品によって、その他の部分すなわち例えば肥料なども優先使用されているのか。優先使用されるような特記仕様書などになっているのか。

わからなければ、改めて説明いただきたい。使用するという基準が不明朗なものではないのか。そもそもリサイクル製品は割高だろう。高いものなので優先的に使用する制度になっていなければ使用しないのではないのか。

また、みえグリーン購入というものの方針はどのようなものか？冊子になっているのか。

環境森林部：冊子というか、書類としてまとめて、各部署で活用されている。

委員：冊子になっているのか。

環境森林部：冊子というより、一覧表のような形のもので、各部署で参照できるようにになっている。

委員：そういう感覚のものか、わかった。

県土整備部：県の公共事業においては、リサイクル製品を優先して利用するようにと通知を出し、県の特記仕様書に明記を義務付け、さらに設計・積算時にチェックリストを使って確認していただいている。

委員：それならばよい。リサイクル製品を使う場合、認定して即座にというわけではないと思うが、一定の実績等も必要かと思うが、どうしているのか。

県土整備部：認定されたものは事務所に通知し、即座に使うようにしている。

委員：それでは、認定されるまでに、品質の確認など色々な試験を課すわけか。

県土整備部：建設資材の品質については、建設部会とその下のワーキングで検討し、認定審査会で審査するという形で、認定までに審査を済ませている。また、環境森林部と一緒に現場にも立ち入っている。

委員：例えば、パンフレットの16ページに路盤材があるが、これは骨材として使われるまでに認定するには、どのような基準があるのか。

県土整備部：書類審査で品質をチェックした上で、試験施工と試験舗装を行ってチェックしている。

委員：わかった。なお、念のためだが、この路盤材がおかしいと言っているわけではない。試験施工などは事業所で行うのか、それに立会などをするのか。

県土整備部：試験施工においては、施工性についてテストを行い、その後の試験舗装においては県道等で一定の区間で舗装し、供用開始後1年以上の期間を取ってテストしている。

委員：ある程度受け入れて継続的に検査しているということか。

県土整備部：そのような手続きを経て審査し、その後認定している。

委員：前回の改正の時に条例第3条の県の責務を変え、その際努力規定から義務規定になったということだが、その規定が変わったことで何か変化はあったのか。

環境森林部：H17.3月の改正の際に、「県は、・・・必要な措置を講ずるよう努めなければならない」から「必要な措置を講ずるものとする」と改正している。

委員：条例はH17.3月に議員提案で改正し、H18.3にフェロシルトの問題を受け執行部側で改正している。当時議員提案の改正についての議論をしていた中で、努力から義務の規定に変えるのはいいのかとの議論はあった。しかし、フェロシルトの問題が発生し、やりすぎたかのかなと。努力規定から義務規定になって県の施策がどう変わったのかを聞きたい。

環境森林部：なかなか難しい話であるが、努力規定から義務規定になった変化として、県の考え方としてH12、13年頃から環境保全が必要だとの風潮になり、年を経る毎に切実になっている。県としては、グリーン購入方針やごみゼロ社会づくり、産業廃棄物の適正管理などを行い、県全体として環境にかかる規制を強化し、循環型社会へとシフトしている。

委員：要は、努力規定から義務規定になったが、県の施策としては（具体的には）変わらなかったということか。

環境森林部：条例改正当時のやり取りは確認していないが、時代背景から県として努める必要があり、そのようにすべくがんばっているということだ。

委員：ここは私としては大事な点だ。フェロシルトを受けて、当時の検討委員としてもやりすぎたかなと思った。努力規定から義務規定になったが、調

達については努力規定のままであり義務にはできない。

フェロシルト問題においては、条例に基づいてどのようなことを行ったのか。

環境森林部：説明が重複するかもしれないが、資料2～3ページで下線を引いている部分が改正されたところだが、基準の厳格化、製造者の責務を設けている。

委員：H17年の条例に基づいて、何を行ったかを尋ねている。仮に条例がなかったとしても、廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づいて対応できたのか？それとも条例に基づいてやったものはあるのか？

環境森林部：フェロシルトは、H17年当初から社会問題となり、後半には大きな問題となった。検討委員会が設けられ、工場に立入調査を行っており、これは条例に基づいた検査であった。いえ、これは廃掃法に基づく調査であった。（訂正）

委員：すなわち条例は関係なかったのか？条例があってもなくても廃掃法に基づいて検査ができるので、条例がなくても構わないということか？

環境森林部：廃掃法は廃棄物になると疑わしいものについても立入調査ができるものである。

委員：条例は必要なかったということか。

環境森林部：フェロシルトは、ある時期まではリサイクル製品という取扱いで、条例のチェックに限られていた。フェロシルトは悪という認識はなかったが、それ以降の考え方としては廃掃法に基づいて調査を行った。

委員：次回までに整理しておいてほしい。

H17にはもっと、さらに推進するという改正を行い、H18年にはいわゆる製品管理を厳しくするという改正を行った流れだと理解している。県議会としては挫折した条例のようなものだ。悪用され、それを引きずっている。条例としてどこかに問題があるなら変えないといけないし、場合によっては緩めるということもあるのかもしれない。

委員：条例第13条の関わりで、この規定に基づく是正、勧告の実績はないということだが、この条例はそもそも利用を推進しようという趣旨であり、不正が横行しているので厳しくしていけないとという教訓を得たものだが、実績がないということはきちんと計画に基づき管理されているということになっている。認定している製品も相当あるので、たとえ故意でなくてもミスなどがあるのではないか？品質等管理計画は生産者がつくり、事後の立入調査で確認しているということだが、立入調査の現場では具体的に何をしているのか。改めて現場で検査をしているのか？

環境森林部：立入検査については原則抜き打ちで、もっとも事業所と工場が離れている場合などは直近に知らせて行っている。調査の内容は、工程に計

画と違いはないか、検査結果の原本を確認、必要に応じてサンプル調査を行っている。

委員：製品によって違いがあると思われるが、勧告の例としては例えば具体的にどのような事例があったら勧告を行うのか。

環境森林部：環境面でお答えするが、検査結果で環境基準に近かった場合などは、現場の行政指導で改善するよう指導している。しかし、そのような場合、改善の見込みがない、改善せず製造する可能性が高い、あるいは土壤汚染の可能性のある製品が生産されるおそれがあるなどの場合は勧告を行うだろう。

委員：土壤汚染とはどのようなものの例か？

環境森林部：例えば土壤改良材や埋め戻し材などを継続して生産するような場合である。

委員：製造工程やラインの途中で違うものが混じったりする可能性はないのか？工程やラインはチェックしているのか。

環境森林部：工程については、品質管理計画に基づき実施されている。当初の計画と異なっていれば、あるいは前回の検査の時と変わっていれば、確認を行う。また、関係法令に適合しているか確認している。

委員：ここは条例検証検討会なので、この条例がどう活かされたのか、どこがまずかったのかを検証する必要がある。それに見合った資料が必要だということに、情けない。なぜ、フェロシルトというあの大问题が出てきたのか？議員提出条例だから、議員に押されてできたという思いがあるのではないか。議員提出条例のそのものが全会一致で成立したが、全員が提出者に名前を並べたわけではなく、新政みえが提出したものだ。新政みえには説明してもらいたい。

しかも、条例には私もだまされた。私も話は聞いたが、当時から問題があった。リサイクル製品という環境分野の部分的なものを取り上げて、分別さえ徹底していない。デポジットなども重要なはずだ。

その一方で RDF を製造し、大量生産大量廃棄の政策も推進し、矛盾している。そもそも、県が関与して購入を義務付けるので、大企業の製品が入るはずがないと思っており、当時は産業廃棄物税の導入を控え、中小企業に理解を求めることが必要だった。見てみれば、この条例は中小企業の振興のためとさえ明記されていない。

さらに、特別管理廃棄物に関する規定など、当初はなかった。(資料に)下線が引いてあるが、想定していなかった。

産業廃棄物に、放射線を発するものはあってはならないし、チタンなどももともと除いていたものだ。

H16年にだまされて改正することになったが、何があったのか明らかに

してもらいたい。フェロシルトの大問題が発生し、他県にも迷惑をかけたのだが、それにはごみゼロ室長がこれはリサイクルに役立つとお墨付きを与えたのだが、結果としてこうなったものだ。

今のようになったことを解明するため、資料として、企業別の(売上げ)一覧を出してくれないか。その売上げの背景に何かあるのではないかと考えている。そうでなければ説明つかないのではないか。

この条例を通したときには議員としていたが、今改めて検証しないと、得る教訓のないまま過ぎることになる。アイアンクレーとフェロシルトの違いを説明するよう専門委員会は指摘しているが、それはされていない。なぜされていないのか、担当者がしなかったのか、あるいは政治家の圧力があつたのかなど、明らかにしないと。

環境森林部：フェロシルトは県としても大きな問題であり、申し訳ないと思っている。H13年に制定、H17年普及に向けた改正を行い、H18年の改正では基準を厳しくしたもので、併せて規則や要綱を改正した。リサイクルを進めることは大事なことであり、同時に安全・安心を確保することも大事なことである。

委員：これは、執行部の方でも検証してもらいたい。膨大な資料もあるだろう。なぜこのようなことになったかを検証する必要があるので、改めて先ほど言った資料がほしい。

さらに、新しく重金属等に関して溶出検査を行っているということだが、溶出検査とは一定の水準で、中性の水に丸一日か？浸けて溶け出さなければOKとなると、JIS規格で定められているようだが、それでよいのか。リサイクル製品は廃棄物を混合して使うわけであり、成分率も問題になるのではないか。自然界に出てきて永久不変だと言い切れるか。例えば、四日市では、ph3の酸性雨が降るが、中性の水の溶出検査で大丈夫なのか。絶対に大丈夫だと言い切れるか。

環境森林部：県としては、国が定めている一定の基準に従って検査しているものである。

委員：国の基準はあるが、リサイクルについては 武田邦彦氏は、何でもリサイクルというのはいかがかと言っている。そもそも三重県が認定した直後に放射線を含むものは認定しないように、岐阜県の住民が申し入れを行っている。重金属を含むものはどうか。溶出検査はどれくらいの時間浸しているのか。

環境森林部：6時間である。

委員：リサイクル製品の成分は、永久不変と言い切れるのか。

環境森林部：国の一定の基準に従っているものである。

委員：国は、溶出検査の基準を定めているものであり、リサイクルの基準とし

ていいと言っているわけではない。ゴミの分別や3Rなどは、大いにやらなければならない。しかし、有害な物質を含むものは、慎重の上にも慎重に行わなければならない。こういう大変な問題を踏まえ、教訓を学んでいいものにしないとイケない。

環境森林部：フェロシルトについては、大変な問題であったが、その反省を踏まえH18.3改正を行い、しっかり対応しているのが現状である。

委員：ともかく、先に求めた資料は出してほしい。

委員：確認のために伺いたいですが、先ほどリサイクル認定の維持費用について、コストが増えたとの説明だったが、溶出検査は、重金属だけについて行っているのか。

環境森林部：溶出検査は、その製品の用途が土壌に接する場合に行うことになっている。資料2ページに下線が引かれているので、ご参照いただきたい。

委員：わかった。その中で、肥料や堆肥について、肥料法の求める基準よりも厳しい基準を求めているということだったが、それは、そこまでの厳しい基準を求めなければならないものか。その基準は、県独自か？あるいは環境省としても認めているものか。

環境森林部：認定に当たって適用される基準であり、県独自に厳しい基準を課しているものである。

委員：私の質問や資料要求の背景について説明させていただくが、販売実績の経緯について資料を求めたが、それはH17年の改正ではアクセルを踏み、H18年の改正ではブレーキを踏んだと認識している。その影響を数字で見たい。

また、特別管理廃棄物については、H18年の改正で、その規定は規則で設けることとなったのだが、条例を改正するならどこまでが適当か？他県では条例で規定しているところもあり、特別管理廃棄物について、当時の議論をフィードバックしたい。

また、認定委員会として認定しっ放しでよいのか？今後の認定委員会の運用について考えたい。

環境森林部：認定委員については、H18.3までは、各認定委員をそれぞれを回って意見を聴いていたが、改正以降、一堂に会して意見を交わして、認定について検討することとなった。

認定後の問題については、深い議論を行っていない。

委員：少し、私の方からも質問させていただきたい。

一点目は、農業資材についてH17、H18年の県の使用実績はゼロとなっているが、なぜ使われなかったのか。

二点目は、条例第4条及び5条において、市町との関係について規定しているが、それぞれの市町単位でどの程度利用されているのか。仮にほと

んど利用されていないなら、積極的働きかけを行うべきではないか。

環境森林部：県として、肥料を使うことが多くないので利用されなかったもの
と思う。優先的に利用したが、結果として使用実績ゼロだった。

二点目のご質問について、市町に対して強制はできないので、利用するよ
うお願いしているが、市町単位には使用実績を把握していない。

委員：もしわかれば説明していただきたい。

委員：県でも農業試験場があり、法面緑化など使える場所もあるだろう。

委員：県でも信用していないから使わないのではないか。

環境森林部：緑化基盤材は、建設資材に整理されるので、そちらに計上される。

肥料等の使用については、農水部に改めてお願いしたい。

委員：やはり執行部としては議員提出であり、嫌々運用しているものではない
のか。先ほどの回答も、積極的に使うとはいえ、木で鼻を括ったようなも
のだ。

認定されていながら使えないようなものがあるのではないか？原点に
戻って、もう一度考えなければ、根の深いものがあるのではないか。

要求した資料も、各委員に説明するのではなく、委員全員に配付しても
らいたい。

委員：もう一点、パンフレットの19ページのエコ・グリーン堆肥は、いなべ市で紛争
の起こっているものではないのか。

環境森林部：この会社は、旧大安町にある会社であるので、委員ご指摘の会社
とは違うと思われるが。

委員：それでは、要求資料について準備を願う。

本日の説明を受け、条例の運用状況について概ね理解することができ
たのではないかと思う。しかし、条例の検証を行うに当たっては、やは
り条文ごとに、取組や課題について把握しておくことが必要であると考
える。

このため、次回の検討会においては、改めて執行部から、取組内容と
その成果を条文ごとに取りまとめ、説明を聴きたいと考えるが、いかが
か。

(委員了解)

それでは、そのようにする。

それでは、本日の執行部からの説明聴き取りは、ここまでにしたいと思
う。

委員：可能な範囲で、他の条例との違いが分かれば資料をつくっていただきた
い。

委員：次回は他の都道府県の状況を調査する予定をしている。

執行部については、退室願う。

続いて、今後の進め方であるが、資料3をご覧いただきたい。「三重県
リサイクル製品利用推進条例」についての検証の進め方のイメージを示し
たものである。これについて、事務局から説明させる。

(事務局 説明)

委員：このようなイメージで進めることでよいか。

(委員了解)

委員：それでは、そのようにする。

では、次回の検討会であるが、8月12日(火)午後3時から開催し、
執行部から条文の規定ごとの取組と成果についての説明聴取を行うとと
もに、他の都道府県の取組状況について説明を受けたいと考える。

本日の議事は以上だが、何か他にご意見はないか。

なければ、本日の検討会はここまでとする。

以上